

人のうごき

12月1日～12月15日届出分

キッズ2月の予定

子育て支援センター「ゆうゆう島」情報

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|-------------------------|--------------------------------|---|-------------------------|-------------------------------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (午前)Helloえいご (午後)開放日 | 開放日 | (午前)節分「豆まき」 (午後)開放日 | 開放日 | 開放日 |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 開放日 | 開放日 | (午前)子育て講座 『バレンタインの お菓子作り』 ※予約必要 (午後)開放日 | 休館日 | 開放日 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| (午前)Helloえいご (午後)開放日 | 開放日 (厚南地区は 午前9:30～11:30) | (午前)びよびよ広場 (0歳～1歳) (午後)サークル活動日 ※予約必要 | (午前)おはなしのびっ子 (午後)開放日 | (午前)ホール開放日 (午後)おもちゃ洗いのため休館 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 開放日 | 開放日 | (午前)あそびの広場 『雛人形づくり』 ※予約必要 (午後)開放日 | 開放日 | 開放日 |
| 29 | | | | |
| 開放日 | | | | |

開放日 就学前のお子さんでしたら年齢制限はありませんので多くの方のご利用をお待ちしています。

サークル活動 第3水曜日の午後はサークル活動日です。お母さんたちの集まりの場にご利用ください。(予約必要)

Hello えいご ALTの先生が来てくれます。年齢に関係なく興味のある方は利用してください。

※利用時間(開放日) 午前10:00～11:30、午後1:00～4:00
(びよびよ広場・あそびの広場) 午前10:00～11:30

※電話相談 9:30～17:00 ※来所相談 10:00～16:00

※予約・お問い合わせ 「ゆうゆう島」 ☎27-2438(直通)

マチの善意



(おことわり)
上記は、窓口などで、広報紙への掲載についての確認ができた方を掲載しています。

ホツとひといき

2016年は自分にとっての節目の年。ついに四十歳の大台に乗るのだ。「年齢なんて単なる数字に過ぎない」と外国ではよく言われるらしいが、やはり体は正直なもので、動かすたびに鈍く痛む我が左肩が、四十が単なる数字でないことを証明している。

さて、昨年の話題といえば、やはりラグビー日本代表の活躍だろう。中でも注目されたのが五郎丸選手あのポーズ「プレパフォーマンスルーティン」ということで、大事な場面で一定の行動をとることによって呼吸を落ち着かせる。(ふ)

せ、平常心でいつもどおりの実力を発揮することができそう。ただ、それは大事な場面だけやっても効果がなく、かえって悪い結果を招くのだとか。やはり日々の地道な積み重ねこそが一番大事だということだろう。

五郎丸選手に倣って「今年はいよいよ！」なんて出来もしない目標を正月に立てながら、とりあえず「プレパフォーマンスルーティン」である「晩酌」の缶ビールを開けるのである。

「広報あつま」を読んでクイズに応募すると、正解者の中から抽選で5人に『図書カード』と『あつまるくんグッズ』をプレゼントします。

問題

2016年(平成28年)の干支は何でしょう?



▶応募方法 ハガキかFAXで、クイズの答え・住所・氏名・年齢・電話番号と、広報や町のことについての意見・感想等を書いてください。

▶しめ切り(当日消印有効) 1月25日(月)

▶あて先 〒059-1692 厚真町京町120 厚真町役場 広報クイズ係 (FAX 27-2328)

【12月号の答え・正解者】 12月号の答えと正解者は2月号で発表します。お楽しみに!

クイズ・わかるかな?

みなさんの声をお寄せください

- ・こんな記事を読んでこう思った。
- ・こんな疑問を持っている。役場のみなさん教えてなどどんなことでも結構です。

紙面は無記名ですが、住所や氏名、性別、年齢は伺います。

●まちづくり推進課 電話 27-3179 FAX 27-2328



みんなの広場

子育て支援センターからのお知らせ

バレンタインのお菓子作りをしませんか

- ◆日時 2月10日(日) 10:00～11:45
- ◆場所 総合ケアセンターゆくり 2階 調理実習室
- ◆対象者 2歳～就学前までの親子(年齢に多少満たなくても興味のある方はご相談ください。)
- ◆持ち物 エプロン、三角巾(バンダナなど)、お手拭き
- ◆締切 2月3日(日)

※人数把握のため、必ずお申し込みをお願いします。また、託児希望の方も必ずお知らせください。

「鬼は外・福は内」と豆まきをしましょう

- ◆日時 2月3日(日) 10:30～11:15
- ◆場所 子育て支援センター「ゆうゆう島」
- ◆内容 いきいきサポートのおばあちゃん・おじいちゃんと一緒に、元気に豆まきをしませんか。
- ◆締切 1月27日(日)

「おはなしのびっ子」さんが来てくれますよ～!

- ◆日時 2月18日(日) 10:30～11:15
- ◆場所 子育て支援センター「ゆうゆう島」
- ◆内容 手遊び・ペープサート・絵本などお楽しみがいっぱいです。

【お問い合わせ・申し込み先】 子育て支援センター (☎27-2438)

登記に関するQ & A

第5回「相続分とは何ですか？」

相続分とは、相続人が2人以上いる場合、誰がどのくらいの割合の相続する権利を有しているかを指します。法律で定められた相続分は、相続人の立場と組み合わせにより、次のとおりとなっています。

- 被相続人(今回お亡くなりになった方)の配偶者(妻または夫)
 - 子どもがいる場合…2分の1
 - 子どもがなく、被相続人の父母がいる場合…3分の2
 - 子ども、被相続人の父母がなく、被相続人の兄弟姉妹がいる場合…4分の3
- 被相続人の子ども
 - 被相続人の配偶者がいる場合…2分の1を子どもの人数で均等に分割
 - 被相続人の配偶者がいない場合…全体を子どもの人数で均等に分割
- 被相続人の兄弟姉妹
 - 被相続人の子どもまたは父母がいる場合…なし
 - 被相続人の子どもと父母がなく、被相続人の配偶者がいる場合…4分の1を兄弟姉妹の人数で均等に分割
 - 被相続人の子どもと父母がなく、被相続人の配偶者もいない場合…全体を兄弟姉妹の人数で均等に分割

このほか、父母が相続する場合、孫が相続する場合などがありますが、上記の例にあてはまらない場合は、司法書士会開催の相談などにお問い合わせください。

■問い合わせ先

- 札幌法務局苫小牧支局 (☎0144-34-7403) [ホームページ <http://houmukyokumoj.go.jp/sapporo/>]
- 札幌司法書士会苫小牧地区 (☎0144-33-8885) [ホームページ <http://www.shosyosiro.jp/>]
- 札幌土地家屋調査士会 (☎011-271-4593) [ホームページ <http://www.saccho.com/>]